

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

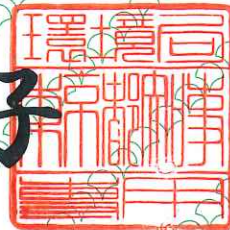
氏名 株式会社浜田
代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 10 月 27 日

許可の有効年月日 令和 14 年 10 月 26 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上13種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上12種類)
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおり)

- (1) 東京都江戸川区松江五丁目2-2番21号
(2) 東京都大田区京浜島二丁目7番5号

3 許可の条件

- (1) 2(1)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管の作業中はシャッターを閉めること。
(5) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 20 年 10 月 27 日 新規許可
令和 7 年 10 月 27 日 更新許可 第 3 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-10-009139号

2 積替え保管施設

施設所在地及び面積

(1) 東京都江戸川区松江五丁目2.2番21号 面積761.74㎡

保管高さ: 1.7m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	400L廃油タンク2個 200Lドラム缶4個 1.6 m ³
廃酸(容器入りのものに限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
廃アルカリ(容器入りのものに限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
廃プラスチック類	8m ³ コンテナ1個 8 m ³
紙くず	1.14m ³ カゴ台車2個 2.28 m ³
木くず	8m ³ コンテナ1個 8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード類に限る。)	2m ³ コンテナ1個 2 m ³
がれき類	8m ³ コンテナ1個 8 m ³
汚泥、廃油(廃油泥類に限る。)	200Lドラム缶2個 0.4 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃電池類(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	200Lドラム缶2個 0.4 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃電池類(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
廃油、廃プラスチック類(廃塗料類、廃ウエス類に限る。)	200Lドラム缶16個 3.2 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(混合産業廃棄物)	8m ³ コンテナ3個 24 m ³
廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)、金属くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限る。)	8m ³ コンテナ1個 8 m ³
保管量合計	66.48 m ³

(2) 東京都大田区京浜島二丁目7番5号 面積1480.25㎡

保管高さ: 2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	400L廃油タンク2個 0.8 m ³
廃酸(容器入りのものに限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
廃アルカリ(容器入りのものに限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード類に限る。)	3m ³ コンテナ2個 6 m ³
がれき類	3m ³ コンテナ1個 3 m ³
汚泥、廃油(廃油泥類に限る。)	200Lドラム缶2個 0.4 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃電池類(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	200Lドラム缶2個 0.4 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃電池類(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	200Lドラム缶1個 0.2 m ³
廃油、廃プラスチック類(廃塗料類、廃ウエス類に限る。)	200Lドラム缶14個 2.8 m ³
廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)、金属くず(石綿含有産業廃棄物が付着したものに限る。)	0.8m ³ 網コンテナ2個 1.6 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(破損(機械的)している太陽光パネルに限る。)	直置き 10.5 m ³
保管量合計	26.1 m ³

(以下余白)